

# **第二次武蔵村山市子供読書活動推進計画 (案)**

**武 蔵 村 山 市**



はじめに

<略>

# 目次

## はじめに

第1章	計画策定の背景	1
第1	計画策定にあたって	1
第2	武蔵村山市の子供とその読書の現状	2
第2章	第二次計画の策定の基本的な考え方	3
第1	目標	3
第2	位置づけ	3
第3	期間	4
第3章	第二次計画の取組	5
第1	全体	5
1	施設	5
(1)	施設の有効活用	5
2	体制づくり	5
(1)	専門的職員の配置	5
(2)	学校司書の配置	5
(3)	市民との協働	6
(4)	連絡会の設置	6
3	情報の共有化	7
第2	施設ごとの取組	7
1	図書館	7
(1)	資料の収集	7
(2)	資料相談・読書相談	7
(3)	行事	8
(4)	ブックスタート事業	8
(5)	広報	9
(6)	子供関連施設への援助	9
(7)	YA（ヤングアダルト）サービス	10
(8)	子供の職場体験	10
(9)	障害児サービス・多文化サービス	10
2	保健相談センター	11
(1)	ブックスタート事業	11
(2)	絵本等に親しめる場づくり	11

3	子ども家庭支援センター	11
	(1) 絵本等に親しめる場づくり	11
4	保育園・幼稚園	12
	(1) 絵本等に親しめる場づくり	12
5	小学校・中学校	12
	(1) 運営全般	12
	(2) 資料の管理	12
	(3) 資料の収集	13
	(4) 読み聞かせ	13
	(5) ブックトーク・アニメーション	14
	(6) 朝読書	14
	(7) 読書案内・資料相談	14
	(8) 図書の展示	15
	(9) 広報・PR	15
6	児童館・学童クラブ	15
	(1) 読書に親しめる場づくり	15
7	市民会館・公民館・歴史民俗資料館	16
	(1) 講演会・講座の開催	16
	(2) 子供向けの講座の開催	16
	計画の取組一覧	17

#### <資料>

- 資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 資料2 武蔵村山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 資料3 武蔵村山市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿
- 資料4 第二次武蔵村山市子供読書活動推進計画策定経過

#### 各計画の「検討」、「実施」、「継続」、「拡充」の意味について

- 検討 本計画期間中に検討するもの
- 実施 本計画期間中に実施する予定のもの
- 継続 以前から実施されているもので、本計画期間中も引き続き実施するもの
- 拡充 以前から実施されているもので、本計画期間中にさらに充実を図るもの

# 第1章 計画策定の背景

## 第1 計画策定にあたって

武蔵村山市では、平成19年3月に「武蔵村山市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、本市における現状を踏まえ、様々な取組みを展開してきました。

その後、平成21年7月に市内の全小・中学校に学校司書が配置され、子供読書活動の大きな前進となりました。司書の配置後、保護者及び教職員の理解及び協力もあり、学校図書館の整備が飛躍的に推進されました。

第二次武蔵村山市子供読書活動推進計画(以下「二次計画」という。)では、このことを踏まえ、学校図書館の一層の整備と市立図書館が連携をすることで、本市の子供読書活動の前進を目指した計画を策定しました。

また、読書活動を推進する上で家庭での教育、協力も重要です。まだ一人で本を読むことができない幼い子供に家族が読んであげたり、市立図書館に出かけたりするなどの動機付けも大切なことです。

私たち大人は、子供たちをより良い環境で育てていけるように、あらゆる機会を通じてその整備をする必要があります。読書もその中の大事な営みの一つです。これからの時代を担う子供たちが大人になり、社会に出たときに、豊かで健全な社会を築くためにも、多くの読書の機会を提供したいと考えました。それは、強制されるものではなく、最初は楽しく、子供の意思で読書の世界に親しめるような環境づくりを目指します。

本市では、こうした願いをこめて、「第二次武蔵村山市子供読書活動推進計画」を策定しました。

<注1>昭和28年に制定された学校図書館法の第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭をおかなければならない」と定められている。しかし、同法の附則第2項に「学校には、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる」とされたため、全国的に学校図書館に人員の配置が十分なされてこなかった経緯がある。

## 第2 武蔵村山市の子供とその読書の現状

本市の18歳までの子供の数は、13,854人（平成24年1月1日現在）で、総人口（70,770人）の19.6%になります。これを10年前の平成14年1月1日現在と比較すると子供の総人口に対する割合は、0.2%減少していますが、子供の人口総数（実数）は6.2%増加しています。

そのような状況の中、市内には保育園13園、幼稚園4園、小学校9校、中学校5校、計14校（小中一貫校含む。）、高等学校3校が配置されています。さらに、子供の関連施設として保健相談センター・同お伊勢の森分室、児童館6館、学童クラブ11施設、心身障害児通所訓練施設（ちいろば教室）、子ども家庭支援センター、図書館・地区図書館6館、歴史民俗資料館、公民館2館、地区会館7館、市民会館、総合体育館等が配置されています。

特に市の図書館の利用は、施設が身近にあるため、小学生には多く利用されています。平成22年度の登録実績は、小学生の登録率約60%、中学生の登録率約96%となっています。＜注2＞登録者1人当たりの年間貸出冊数は、小学生は12.7冊、中学生は3.3冊となっており、5年前に比べて小学生は5.9冊、中学生は1.3冊減少しています。

しかし、児童及び生徒により身近な小・中学校の図書室が、平成21年度以降順次整備されたことから、その利用が大幅に伸びています。

＜注2＞中学生の登録率は、小学校時の登録がそのまま反映されるため、小学生より高くなる。

## 第2章 第二次計画の策定の基本的な考え方

### 第1 目標

- 1 子供が、自発的に本を読めるような環境づくりをします。
- 2 学校及び市立図書館が、連携を取り合って子供読書活動を支援します。
- 3 武蔵村山市教育振興基本計画の読書関連の目標数値達成を目指します。

・小・中学校図書館における年間貸出冊数

児童、生徒一人あたり 35冊

・市立図書館における図書の間貸出数

市民一人あたり 6冊

### 第2 位置づけ

本市では、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）（以下「法律」という。）第9条第2項の規定に基づき、平成19年3月に第一次計画を策定し、平成19年度から平成23年度までの5か年計画として子供の読書活動の推進に取り組んできました。この第一次計画の計画期間が、平成23年度をもって満了となることから、あらたに第二次計画を策定したものです。

この計画は、平成23年2月策定の「第四次武蔵村山市長期総合計画」及び平成24年2月策定の「武蔵村山市教育振興基本計画」の内容に沿った計画としました。

また、国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月）及び「東京都子供読書活動の推進計画」（平成15年3月）、さらには、文字・活字文化振興法（平成17年7月29日法律第91号）にも留意し、本市の現状を踏まえ策定したものです。

なお、計画の名称は、第一次計画は法律の名称に従って「子ども」としましたが、本市教育委員会では、平成19年4月から公文書等における表記を「子供」に統一したことから、計画の名称も同様の取扱いといたしました。

### 第3 期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。ただし、国や東京都及びその他の情勢の変化に応じて見直しを行い、子供たちにとってよりよい方向に改善していきます。

## 第3章 第二次計画の取組

---

### 第1 全体

#### 1 施設

##### (1) 施設の有効活用

本市では、小・中学生が利用することの多い児童館・図書館は、概ね歩いて行ける場所にあります。この利点を最大限活用できる計画の実現を目指します。

- ◆ 図書館をはじめ、関係施設を読書活動の拠点として活用します。  
＜拡充＞

#### 2 体制づくり

計画を実施するにあたり、以下の体制づくりが必要です。

##### (1) 専門的職員の配置

図書館職員は、その専門性を高めるために研修や自己研さんに努めるとともに、子供や保護者をはじめ学校や他の施設の職員に対し積極的にサービスを提供します。

- ◆ 市立図書館に専門的な知識と経験のある職員の配置に努めます。  
＜拡充＞
- ◆ 職員の研修の機会を増やし、その専門性を高め、サービスの質を高めます。＜拡充＞

## (2) 学校司書の配置

司書教諭、学校図書館担当教員及び学校司書は、学校図書館の運営（資料の選定、整理、貸出、返却、廃棄、その他庶務）に当たるとともに、教科の教諭と連携をとりながら、授業と関連した資料を提供したり、児童・生徒、教職員の資料相談・読書相談に応じるなどその仕事は多岐にわたります。

- ◆ 学校司書の配置を引き続き行い、週4日の配置とします。〈拡充〉
- ◆ 司書教諭、学校図書館担当教員及び学校司書の学校図書館に関する研修の機会を増やします。〈拡充〉

## (3) 市民との協働

図書館では、おはなしの会<注3>を各館毎月1～2回開催しています。開催回数を更に増やすため、引き続き市民ボランティアの協力を充実させていく必要があります。

- ◆ 図書館は、図書館、学校図書館に係るボランティアの育成・支援を行います。〈継続〉
- ◆ 図書館のおはなしの会は、職員と市民ボランティアの協働により充実に努めます。〈拡充〉
- ◆ 市のボランティアセンターとの連携を図ります。〈継続〉

<注3>おはなしの会：現在市内各図書館で、幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせや紙芝居等を演じている。

## (4) 連絡会の設置

市民ボランティア・学校図書館・図書館の三者による連絡会を設置し、情報の共有化及び意思の疎通を図ることにより、円滑な運営と知識の向上を目指します。

- ◆ 連絡会を開催します。〈実施〉
- ◆ 連絡会の中で研修を実施し、知識の向上を目指します。〈実施〉

### 3 情報の共有化

ホームページや市報などでPRを行い、子供の利用の促進を図ります。

- ◆ 市役所・図書館のホームページをより充実し活用できるようにします。〈継続〉
- ◆ 市報等紙媒体による広報活動を行います。〈継続〉

## 第2 施設ごとの取組

### 1 図書館

図書館は、子供読書活動の拠点として、その環境整備を引き続き行うとともに、小・中学校や他の公共施設の読書活動を支援します。

#### (1) 資料の収集

子供にとって、図書館に魅力のある資料を揃えることが大切です。新しい資料を整備することにより、読書意欲を高め、効果的に活用できるようにする必要があります。

- ◆ 赤ちゃんから幼い子供向け絵本等の充実に努めます。〈継続〉
- ◆ 小・中学生の読書・調べ学習に関する資料の幅広い収集を行います。〈継続〉
- ◆ 子供に魅力のある、役立つ資料構成（購入・廃棄）を目指します。〈継続〉
- ◆ 子供向けの電子図書について検討します。〈検討〉

#### (2) 資料相談・読書相談

「〇〇について知るには、どの本を読んだらいいかわからない。」「△△について書かれた本をもっと読みたい。」「読みたい本が分からない。」など、図書館の職員が子供の相談に応じ、手助けをすることが大切です。

- ◆ 子供だけでなく大人からも、子供の本に関する相談を受けます。  
＜拡充＞
- ◆ 小・中学生の調べ物の援助をします。＜拡充＞
- ◆ 保護者に対して、読み聞かせに向く絵本等の紹介を行います。  
＜拡充＞
- ◆ 資料相談・読書相談に十分対応できるよう、職員の研修に努めます。  
＜拡充＞

### (3) 行事

読書に慣れていない子供の読書への動機付けの一環として、おはなしの会等の楽しめる行事を行います。

- ◆ おはなしの会の機会の増加に努めます。＜継続＞
- ◆ 対象年齢ごとに（幼児と小学生など）おはなしの会を開催します。  
＜継続＞
- ◆ 読み聞かせ以外に、パネルシアター＜注4＞・手遊び・ストーリーテリング＜注5＞など演目の充実を図ります。＜拡充＞

＜注4＞パネルシアター：不織布（ふしよくふ）に描いた絵人形などをパネル板に貼ったり取ったりしながら話をする事。

＜注5＞ストーリーテリング：「素ばなし」とも言い、演者が物語や昔話を覚えて子供たちに語る事。

### (4) ブックスタート事業＜注6＞

乳幼児のときから、親子でおはなしや絵本に親しむことは、子供の健全な成長に役立つとされています。

- ◆ 絵本のプレゼント、ブックリストを配布します。＜継続＞
- ◆ 乳幼児絵本の読み聞かせ、手（指）遊びを実施します。＜継続＞
- ◆ 保護者へのミニ講座を実施します。＜継続＞

＜注6＞ブックスタート事業：保健相談センターの乳児の健診参加者に赤ちゃん向け絵本と保護者向けの絵本リストなどをセットにして図書館職員等の説明の言葉とともにプレゼントするもの。現在本市は、平成18年4月から3～4か月児健康診査時に実施。

## (5) 広報

図書館を知らない保護者や子供に図書館のことを知ってもらい、利用を促進します。

- ◆ 保育園、幼稚園、小学校、中学校等の施設に図書館利用を呼びかけるポスターを掲示します。〈継続〉
- ◆ 新しく小学校1年生になった児童に、図書館利用案内を配布します。〈継続〉
- ◆ 年代別（幼児、小学生、中学生向）の子供向けの本のリストを作成し、配布対象を拡大します。〈検討・継続〉
- ◆ 市の広報を通じて、保護者等に図書館の利用促進を呼びかけます。〈継続〉
- ◆ 市役所や図書館のホームページでのお知らせの充実を図ります。〈継続〉
- ◆ 季節や行事等のテーマを設定して本の展示を行います。〈実施〉

## (6) 子供関連施設への援助

子供の読書活動を推進するためには、図書館だけでは限界があります。図書館は子供にかかわる学校や児童館等の関連施設へ様々な支援・働きかけをします。

- ◆ 学校図書館への物流の手段を確保します。〈実施〉
- ◆ 保育園、幼稚園、小・中学校等が購入する資料の選定について、助言をしたり、リストを作成したりします。〈継続〉
- ◆ 保育園、幼稚園、小・中学校等からの図書館訪問・見学などの受入れの充実に努めます。〈拡充〉
- ◆ 要請のあった保育園、幼稚園、小・中学校等へ「出前おはなしの会」の機会の増加を図ります。〈拡充〉
- ◆ 保育園、幼稚園、小・中学校等に対し引き続き団体貸出<sup><注7></sup>を行い、そのPRと充実を図ります。〈拡充〉
- ◆ 図書館の廃棄資料の再活用については、保育園、幼稚園、小・中学校等を優先して行います。〈継続〉

<注7>団体貸出：保育園・幼稚園・学校のクラスや児童館等の公共施設、地域文庫に1団体1か月間100冊まで貸し出す制度。

### (7) YA（ヤングアダルト）サービス<注8>

体も心も大きく変化していく思春期の子供へのサービスも重要です。  
このサービスについては、今後検討を進めていきます。

◆ 青少年のボランティアも視野に入れたYAサービスの具体化を検討します。<検討>

<注8>YA（ヤングアダルト）サービス：ヤングアダルトとは子供と大人の間にあたる中学生・高校生を中心とした10代の青少年少女を指す言葉。図書館では、児童サービスとは別に独立のサービス分野として扱っている。

### (8) 子供の職場体験<注9>

子供が図書館で実際に行っている仕事を見学したり体験することは、図書館の仕組みをよく知ることでもあり、その利用につながると期待されます。

◆ 中学生の職場体験や訪問等を受け入れます。<継続>

<注9>職場体験：2～4人の小グループを対象に、2～3日間図書館の実務を体験するもの。

### (9) 障害児サービス・多文化サービス<注10>

心身に障害のある子供や日本語を理解できない子供の支援については、今後検討を進めていきます。

◆ ボランティアの協力も含めて、検討します。<検討>

<注10>多文化サービス：在日外国人で民族的・言語的・文化的少数者に対して行う図書館サービス。

## 2 保健相談センター

健康診査等で来所したときに、乳幼児や保護者に対して、読書に親しむきっかけをつくります。

### (1) ブックスタート事業

- ◆ 図書館と協力して、乳児へのブックスタート事業を推進します。  
＜継続＞

### (2) 絵本等に親しめる場づくり

- ◆ 待合室に絵本等を置き、乳幼児が絵本に親しめる場を提供します。  
＜継続＞

## 3 子ども家庭支援センター

センターに来所した乳幼児や保護者に対して、読書に親しむきっかけをつくります。

### (1) 絵本等に親しめる場づくり

親子が集まる場を大切にしながら、ごく自然に絵本等に出会えるような環境を整えます。

- ◆ 図書館から団体貸出を受け、絵本に親しめるようにします。  
＜拡充＞
- ◆ 図書館からの「出前おはなしの会」を受け入れます。＜拡充＞

## 4 保育園・幼稚園

就学前の乳幼児に対して絵本等の読み聞かせを行い、乳幼児にその楽しさを感じてもらえるような環境をつくります。

### (1) 絵本等に親しめる場づくり

保育園及び幼稚園でさまざまな活動がなされることが期待されます。

多くの保育園及び幼稚園では、日常の保育の中で、絵本や紙芝居の読み聞かせが行われています。

- ◆ 図書館から団体貸出を受け、保育園・幼稚園の読書活動の推進を図ります。〈拡充〉
- ◆ 図書館作成のブックリストを保護者へ配布します。〈継続〉

## 5 小学校・中学校

小・中学校は、児童・生徒たちが最も長い時間を過ごす場所です。読書活動を推進するためには最も重要な拠点であり、その整備を一層推進します。

### (1) 運営全般

各学校は、「学校図書館活用計画」を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭及び学校司書などが連携し、児童・生徒の読書活動を推進します。

現在、教育センターで学校図書館の取りまとめを担当（学校図書館運営プロジェクトチーム）していますが、業務の効率化を図るために、独立した「学校図書館センター」の機能をもつ機関の設置が必要です。

- ◆ 毎年「学校図書館活用計画」を作成します。〈継続〉
- ◆ 学校図書館センターの機能をもつ機関の設置について検討します。〈検討〉

### (2) 資料の管理

学校図書館の蔵書の管理を電算化することにより、一層効率的な管理が実現されます。また、電算化により学校図書館同士の相互貸借が円滑に行われることが期待されます。

蔵書に関する資料の電算化を図り、各学校間及び市立図書館とをオンラインで結ぶことを検討します。

また、学校が市立図書館から団体貸出の活用を一層促進できるようにするため、運搬の手段を確保する必要があります。

- ◆ 学校図書館の電算化を検討します。〈検討〉
- ◆ 学校間と市立図書館の物流手段の確保について検討します。  
〈実施〉

### (3) 資料の収集

子供に魅力のある学校図書館にするため、更なる資料の更新（購入及び整理）に努めます。

- ◆ 古典や新作を含めた良質な児童文学書を収集します。〈拡充〉
- ◆ 調べ学習に対応できる資料（特に時事問題）の整備に努めます。  
〈拡充〉
- ◆ 教科書に紹介された図書を可能な限り収集します。〈継続〉
- ◆ 中学校にあっては、大人向けの本に橋渡しができるような資料を揃えるように努めます。〈拡充〉
- ◆ 利用が多くて傷んだ本や情報が古くなった資料を更新（除架・整理）します。〈継続〉

### (4) 読み聞かせ

小学校低学年のうちは、まだ自分で本を読むことが難しい場合があります。また、高学年や中学生でも、普段手に取らないような本を読み聞かせることにより、読書の関心や意欲を高めるきっかけとなることが期待されます。

学校では、教員、学校司書及び保護者等ボランティアが読み聞かせを行っています。

- ◆ 各学校では、本の読み聞かせを推進します。〈継続〉
- ◆ 教員、学校司書及び保護者等ボランティアを対象に読み聞かせの講習会（勉強会）の開催を検討します。〈検討〉

## (5) ブックトーク<注11>・アニメーション<注12>

ブックトークやアニメーション等は、読書の動機付けとして効果があるとされています。

- ◆ 学校では、ブックトークやアニメーション等を推進します。  
＜継続＞
- ◆ 教職員、学校司書、保護者を対象にブックトークやアニメーション等の講習会（勉強会）を開催します。＜実施＞
- ◆ 学校図書館は、児童・生徒のために、その対象となる資料を用意します。

<注11>ブックトーク：ある特定のテーマで本を数冊紹介するもので、一部を読んだり、本の表紙を見せるもの。

<注12>アニメーション：教員等が読み聞かせをした上で、ゲーム的な手法を取り入れて、児童・生徒に本の内容についての理解を深めたり、読書意欲を高めたりすることを目指す方法。

## (6) 朝読書<注13>

朝読書は、児童・生徒が本を読むきっかけとなると言われ、すべての小・中学校で行われています。

- ◆ 朝読書を引き続き実施していきます。＜継続＞

<注13>朝の始業前の10分間程度、児童・生徒が全員で自分の読みたい本を読む活動。

## (7) 読書案内・資料相談

学校図書館と市立図書館の大きな違いは、学校図書館は学校の授業に必要な資料を揃えている機関ということです。そのため、教員や児童及び生徒からの読書案内や資料相談に十分に答えることができることが大切です。

- ◆ 司書教諭及び学校司書が資料相談及び読書案内に対応できるよう資料を充実させるとともに、その技術を身に付けるための研修を行います。＜実施＞

## (8) 図書の展示

学校図書館では、展示スペースを有効に活用して、新しく図書館に入った図書を紹介したり、季節のテーマを定めて、図書を展示したりして、子供が読書に関心をもつよう工夫します。

また、季節ごとに飾り付けを変えるなど、子供にとって居心地の良い空間を作ることも大切です。

- ◆ 児童及び生徒が、学校図書館を利用したくなるような飾り付けなどを行います。〈継続〉
- ◆ 児童及び生徒が、興味を示すよう展示を行い、読書への関心を高めます。〈継続〉

## (9) 広報・PR

現在、学校司書を中心に「学校図書館だより」を年に数回発行し、保護者や関係機関に配布しPRに努めていますが、独自にPR誌を発行している学校もあります。保護者に家庭での読書につながるきっかけとして大切なことです。

- ◆ 「学校図書館だより」等のPR誌を定期的に発行し、児童、生徒及び保護者に読書への啓発を図ります。〈継続〉

## 6 児童館・学童クラブ

来館・通所した子供たちに対して、読書への働きかけをします。

### (1) 読書に親しめる場づくり

児童館の図書室をより充実させて、読書に親しめるようにします。

- ◆ 子供に親しみやすい資料を引き続き収集し、利用に努めます。〈継続〉
- ◆ 図書館との併設館では、連携して「おはなしの会」への参加を呼びかけます。〈継続〉

## 7 市民会館・公民館・歴史民俗資料館

生涯学習施設においても子供への読書活動の推進を行います。

### (1) 講演会・講座の開催

保護者に対する啓発活動は、子供の読書活動を推進する上で欠かせません。保護者自身が読書する意欲をもてるようにする機会を設けることが大切です。

- ◆ 保護者を対象とした児童文学等に関する講座の開催について検討します。〈検討〉

### (2) 子供向けの講座の開催

読書を通して身に付けた知識等を、実際に体験できるようにすることが大切です。科学実験や野外観察会等への参加を通して、更に読書への意欲が高められるようにします。

- ◆ 「科学あそび」「工作教室」「野外観察会」等の講座を開催します。  
〈継続〉
- ◆ ボランティアの活用について検討します。〈実施〉

## 計画の取組一覧

### 第1 全体

#### 1 施設

##### (1) 施設の有効活用

事業名	事業の方向性	所管
施設の有効活用	拡充	各課

#### 2 体制づくり

##### (1) 専門的職員の配置

事業名	事業の方向性	所管
図書館への専門的職員の配置	拡充	図書館
専門研修の実施	拡充	図書館

##### (2) 学校司書の配置

事業名	事業の方向性	所管
司書教諭及び学校司書の配置	拡充	教育指導課
専門研修の実施	拡充	教育指導課

##### (3) 市民との協働

事業名	事業の方向性	所管
ボランティアの育成・支援	継続	図書館
おはなしの会の充実	拡充	図書館
ボランティアセンターとの連携	継続	協働推進課
		図書館

##### (4) 連絡会の設置

事業名	事業の方向性	所管
連絡会の開催	実施	図書館
		教育指導課
研修会の開催	実施	図書館
		教育指導課

### 3 情報の共有化

事業名	事業の方向性	所管
市役所・図書館のホームページの充実	継続	秘書広報課
		図書館
市報等の紙媒体の広報活動	継続	秘書広報課
		図書館

## 第2 施設ごとの取組

### 1 図書館

#### (1) 資料の収集

事業名	事業の方向性	所管
乳幼児向けの絵本等の充実	継続	図書館
小・中学生向け読書・調べ学習用資料の充実	継続	図書館
子供に魅力ある資料構成の構築	継続	図書館
子供向け電子図書 of 導入	検討	図書館

#### (2) 資料相談・読書相談

事業名	事業の方向性	所管
子供の本に関する相談の受付	拡充	図書館
調べ学習の援助	拡充	図書館
保護者への資料紹介	拡充	図書館
研修の実施	拡充	図書館

#### (3) 行事

事業名	事業の方向性	所管
おはなしの会の機会の増加	継続	図書館
おはなしの会の対象年齢（幼児・小学生）ごとの開催	継続	図書館
おはなしの会の演目の充実	拡充	図書館

(4) ブックスタート事業

事業名	事業の方向性	所管
絵本のプレゼント、ブックリストの配布	継続	図書館
絵本の読み聞かせ、手（指）遊びの実施	継続	図書館
ミニ講座の実施	継続	図書館

(5) 広報

事業名	事業の方向性	所管
関連施設への図書館利用啓発ポスターの掲示	継続	図書館
新小学校1年生へ図書館利用案内の配布	継続	図書館
年代別子供向け図書リストの配布対象の拡大	検討・継続	図書館
市の広報による保護者への啓発	継続	図書館
市や図書館のホームページの充実	継続	図書館
テーマを設定しての本の展示	実施	図書館

(6) 子供関連施設への援助

事業名	事業の方向性	所管
学校図書館への物流の確保	検討	図書館
資料購入選定の助言・リストの作成	継続	図書館
図書館訪問・見学の受入れの充実	拡充	図書館
出前おはなしの会の機会の増加	拡充	図書館
団体貸出の充実	拡充	図書館
図書館廃棄資料の再活用	継続	図書館

(7) YA（ヤングアダルト）サービス

事業名	事業の方向性	所管
YAサービスの検討	検討	図書館

(8) 子供の職場体験

事業名	事業の方向性	所管
中学生の職場体験の受入れ	継続	図書館

(9) 障害児サービス・多文化サービス

事業名	事業の方向性	所管
障害児サービス・多文化サービスの検討	検討	図書館

2 保健相談センター

(1) ブックスタート事業

事業名	事業の方向性	所管
ブックスタート事業の推進	継続	健康推進課

(2) 絵本等に親しめる場づくり

事業名	事業の方向性	所管
絵本等の配置による場づくり	継続	健康推進課

3 子ども家庭支援センター

(1) 絵本等に親しめる場づくり

事業名	事業の方向性	所管
絵本の借受けと場づくり	拡充	子ども家庭支援センター
出前おはなしの会の受入れ	拡充	子ども家庭支援センター

4 保育園・幼稚園

(1) 絵本等に親しめる場づくり

事業名	事業の方向性	所管
絵本の借受けと場づくり	拡充	子育て支援課
図書館作成のブックリストの配布	継続	子育て支援課

5 小学校・中学校

(1) 運営全般

事業名	事業の方向性	所管
学校図書館活用計画の作成	継続	教育総務課
学校図書館センター機能を持つ機関の設置	検討	教育総務課

(2) 資料の管理

事業名	事業の方向性	所管
学校図書館の電算化	検討	教育総務課
市立図書館と学校間の物流の手段の確保	実施	教育総務課

(3) 資料の収集

事業名	事業の方向性	所管
児童文学書の収集	拡充	教育総務課

調べ学習用の資料の収集	拡充	教育総務課
教科書に紹介された図書の収集	継続	教育総務課
中学校での大人への橋渡し関連資料の収集	拡充	教育総務課
資料の更新	継続	教育総務課

(4) 読み聞かせ

事業名	事業の方向性	所管
読み聞かせの推進	継続	教育指導課
講習会（勉強会）の開催	検討	教育指導課

(5) ブックトーク・アニメーション

事業名	事業の方向性	所管
ブックトーク・アニメーションの推進	継続	教育指導課
講習会（勉強会）の開催	実施	教育指導課
対象資料の用意	継続	教育指導課

(6) 朝読書

事業名	事業の方向性	所管
朝読書の実施	継続	教育指導課

(7) 読書案内・資料相談

事業名	事業の方向性	所管
研修の実施	実施	教育指導課

(8) 図書の展示

事業名	事業の方向性	所管
学校図書館の飾り付け	継続	教育指導課
興味を引く展示の実施	継続	教育指導課

(9) 広報・PR

事業名	事業の方向性	所管
PR誌の発行	継続	教育指導課

6 児童館・学童クラブ

(1) 読書に親しめる場づくり

事業名	事業の方向性	所管
資料の収集と場づくり	継続	子育て支援課
図書館のおはなしの会への参加	継続	子育て支援課

7 市民会館・公民館・歴史民俗資料館

(1) 講演会・講座の開催

事業名	事業の方向性	所管
保護者対象の児童文学等講座の開催	検討	生涯学習スポーツ課

(2) 子供向けの講座の開催

事業名	事業の方向性	所管
子供向けの講座の開催	継続	生涯学習スポーツ課
ボランティアの協力の検討	実施	生涯学習スポーツ課

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

## (目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 武蔵村山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成 22 年 7 月 13 日

訓令（乙）第 125 号

（趣旨）

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「武蔵村山市子ども読書活動推進計画」という。）を策定するため、武蔵村山市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、武蔵村山市子ども読書活動推進計画の原案を策定する。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 7 人で組織する。

2 委員は、健康福祉部子育て支援課長、同部子育て支援課保育担当課長、同部健康推進課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課長、同部生涯学習スポーツ課長及び同部図書館長をもって充てる。

（委員会）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第 5 条 委員会の会議（次項において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（作業部会の設置）

第 6 条 武蔵村山市子ども読書活動推進計画の策定に関し必要な事項を調査研究させるため、委員会に作業部会を置く。

（作業部会の組織）

第 7 条 作業部会は、部会員 8 人で組織する。

2 作業部会は、第 3 条第 2 項の規定により委員に充てられた者がその所管事務に従事する主査の職にある職員のうちから指名する各 1 人の者及び教育部に置く指導主事のうち教育部長が指名する 1 人の者をもって充てる。

（作業部会）

第8条 作業部会に部会長を置き、部会員の互選により選任する。

2 部会長は、作業部会を代表し、作業部会の事務を総理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

(作業部会の会議)

第9条 作業部会の会議(次項において「会議」という。)は、部会長が招集する。

2 作業部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 作業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第10条 委員会及び作業部会の庶務は、教育部図書館において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月13日から施行する

## 武蔵村山市子ども読書活動推進計画策定委員会

## 委員名簿

役職	氏名	職名	備考
委員長	荻野 信一	健康推進課長	平成23年3月31日まで
	中野 育三	教育総務課長	平成23年4月1日から
副委員長	荒井 一浩	教育総務課長	平成23年3月31日まで
委員	小林 真	子育て支援課長	平成23年3月31日まで
委員	川島 一利	子育て支援課長	平成23年4月1日から
委員	小口 正志	子育て支援課保育担当課長	
委員	井上 悟	健康推進課長	平成23年4月1日から
委員	大橋 明	教育指導課長事務取扱	学校教育担当部長 平成23年3月31日まで
委員	小寺 康裕	教育指導課長	平成23年4月1日から
委員	鈴木 浩	生涯学習スポーツ課長	平成23年3月31日まで
委員	小川 和男	生涯学習スポーツ課長事務取扱	生涯学習スポーツ担当部長 平成23年4月1日から
委員	加藤 秀郎	図書館長	

作業部会員名簿

役 職	氏 名	職 名	備 考
部会長	児 玉 眞 一	教育総務課主査	
副部会長	宮 沢 聖 和	生涯学習スポーツ課主査	
部員	北 條 浩 之	子育て支援課主査	
部員	井 上 かほる	子育て支援課つみき保育園長	
部員	池 田 貴美代	健康推進課主査	
部員	平 崎 智 章	教育指導課主査	
部員	勝 山 朗	指導主事	
部員	国 分 一 也	図書館主査	

## 第二次武蔵村山市子供読書活動推進策定経過

平成 22 年

月 日から 月 日

子ども読書活動推進計画進捗状況調査

- 9月14日（火） 第1回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会  
中部地区会館406会議室  
（1）委員長等選出  
（2）武蔵村山市子供読書活動推進計画について  
（3）その他

平成 23 年

- 9月21日（水） 第1回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会作業部会  
中部地区会館405会議室  
（1）部会長等選出  
（2）武蔵村山市子供読書活動推進計画について  
（3）その他

- 10月21日（金） 第2回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会作業部会  
中部地区会館406会議室  
（1）武蔵村山市子供読書活動推進計画素案の検討  
について  
（2）その他

- 11月1日（火） 第3回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会作業部会  
中部地区会館403会議室  
（1）武蔵村山市子供読書活動推進計画素案の検討  
について  
（2）その他

- 12月1日（木） 第2回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会  
中部地区会館402会議室  
（1）委員長の選出について  
（2）武蔵村山市子供読書活動推進計画素案の検討

について  
(3) その他

12月10日(土) 平成23年度第2回武蔵村山市立図書館協議会  
教育センター集会室  
(1) 第二次武蔵村山市子供読書活動推進計画(案)  
について  
(2) その他

平成24年  
2月10日～  
2月23日      パブリックコメント

## **第二次武蔵村山市子供読書活動推進計画**

(平成 24 年 月策定)

武蔵村山市

事務局 武蔵村山市教育委員会教育部図書館

〒208-0011

武蔵村山市学園 4 - 4

(武蔵村山市立雷塚図書館内)

TEL 042-564-1284

FAX 042-561-3685